

令和5年度 日本フルハップ調査研究助成募集要領

1. 調査研究の目的

中小企業の経営者および従業員の災害防止、健康確保に資する等の調査研究に助成することにより、中小企業における勤労環境の改善等に寄与することを目的としています。

2. 調査研究助成テーマ

調査研究テーマは「(1) 調査研究テーマ」から選択することとしますが、特に「(2) サブテーマ」の観点から研究するものを推奨します。

(1) 調査研究テーマ

- ① 中小企業経営者・従業員の疾病傾向と早期発見・早期診断に関する調査研究
- ② 中小企業経営者・従業員の身体・心理的健康の維持・増進および健康管理に関する調査研究
- ③ 中小企業における労働災害とその対策に関する調査研究
- ④ 高齢者の災害・疾病・介護予防対策に関する調査研究

(2) サブテーマ

- ① 腰痛の予防について
- ② 転倒予防について（高齢化、作業環境等）
- ③ 高齢者の運動機能低下の予防について
- ④ 骨粗鬆症の予防について
- ⑤ 介護予防対策について
- ⑥ 高齢者入浴中突然死症候群の対策について
- ⑦ メンタルヘルス対策について
- ⑧ 健康状態に起因した交通事故の防止について
- ⑨ 熱中症の予防について
- ⑩ 生活習慣病の予防について
- ⑪ その他「1. 調査研究の目的」に合致するものとして財団が認めたもの

3. 応募条件等

- ① 単独の研究者による研究、または複数の研究者による共同研究いずれでも申請できます。共同研究の場合は、代表研究者が申請者となることを要します。
- ② 同一の研究者による申請は、1テーマ限りとします。
- ③ 申請者は、他の申請者の共同研究者となることはできません。
- ④ 当該年度の3月末までに完了する研究であることとします。

なお、翌年度以降も継続を希望する場合(『継続申請』)は、あらためて翌年度以降に申請することを妨げませんが、同一テーマによる申請は3度までとします。その場合は、「4. 助成期間」にかかわらず、当該年度の1月末までにそれまでの研究成果を取りまとめた報告書を財団に提出しなければなりません。

(『継続申請』の場合も、選考の基準は変わりません。)

⑤ 申請者が所属する研究機関等からの推薦を必要とします。

4. 助成期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

5. 助成金額と助成金の使途

(1) 助成金額

次のいずれかでご応募ください。

ア 助成限度額 200万円の研究

イ 助成限度額 100万円の研究

ウ 助成限度額 50万円の研究

※ 財団の助成は、総額で800万円までとします。

(2) 助成金の使途

ア 助成金を使用できるもの

① 謝金(申請者および共同研究者に対するものを除きます。)

② 旅費(海外への旅費は認められません。また、学会等情報収集に係る旅費は申請者に限ります。)

③ 印刷費

④ 通信運搬費

⑤ 会議費

⑥ 賃金(アルバイト等に係るものに限ります。)

⑦ 消耗品費

⑧ その他研究計画の遂行に必要な経費および研究結果のとりまとめに必要な経費

⑨ その他調査研究に必要不可欠なものとして財団が特に認めた経費

イ 助成金を使用できないもの

① 人件費(アの①および⑥に掲げるものを除きます。)

② 当該調査研究以外に転用可能な設備もしくは機器の購入または製造の経費

③ 研究計画の遂行中に生じた事故または災害の処理のための経費

6. 応募方法と募集期間(締切り)

財団ホームページより「日本フルハップ調査研究助成申請書」をダウンロードし、必要事項を記載のうえ令和5年1月末日までに財団に書類が到着するように

申請してください。

※ 申請書の文章は日本語を使用し、パソコンで作成してください。

7. 選考と通知

申請のあった調査研究については、選考委員会に諮って選考し、令和5年4月を目途に文書にて採否を通知します。

8. 結果報告の義務

調査研究の結果については、調査研究が終了した日から1ヶ月以内または翌年度の4月20日までのいずれか早い日までに、調査研究の結果に係る論文（1,500字以内の要旨を含む。）を添付した「日本フルハップ調査研究結果・精算報告書」を財団に提出するとともに、当該年度の調査研究助成事業における評価委員会において、申請者が調査研究の成果についての発表を行うものとします。

ただし、『継続申請』の場合は以下の通りとします。

※『継続申請』の場合

当該年度の1月末日までに当該年度の調査研究結果・精算報告書を財団に提出するとともに、次年度の調査研究助成事業における選考委員会において、申請者が調査研究成果についての発表を行うものとします。

9. その他

- (1) 細部の取扱いについては「日本フルハップ調査研究契約書」に定めるところによります。
- (2) 調査研究において倫理審査を必要とする場合には、事前に申請者が所属する研究機関等の倫理委員会等の承認を得てください。また、研究成果を学会等で使用される場合には、当財団から助成を受けている旨の記載をお願いします。
- (3) 提出された申請書類等の書類は返却しません。
- (4) 調査研究の採否の理由についてのお問い合わせには応じられません。

10. 個人情報の取扱い

- (1) 本事業に関して得た個人情報は、選考・評価に関する作業、審査結果の通知など、本事業の業務に必要な範囲に限定して取り扱います。

※「個人情報の取扱いについて」の詳細は、財団ホームページに記載しています。

- (2) 調査研究の採択が決定した申請者に関する情報は、財団ホームページ等で公表します。

(事務局)

公益財団法人 日本中小企業福祉事業財団 企画部

〒540-8555 大阪市中央区大手前 2-1-2 国民會館大阪城ビル

TEL : 06-6949-3312 (FAX : 06-6949-3318)